

求職活動におけるセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

公益財団法人福島県農業振興公社
制定 令和8年9月28日

第1 はじめに

公益財団法人福島県農業振興公社(以下「公社」という。)は、「公社コンプライアンス基本理念(R元.12.13制定)」に基づき、実践行動規範に沿って真摯に行動し、お客様である農家の皆様や関係機関・団体の信頼や期待に応えることで、より満足度の高いサービスを提供することを目指しています。

一方で、令和8年10月1日に施行される改正男女雇用機会均等法により、求職者等に対するセクシュアルハラスメント(以下「就活ハラスメント」という。)対策が事業主の雇用上必要な措置として義務付けられることを踏まえ、採用活動において、就活ハラスメントの防止を図り、すべての求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動を行うことができる環境を確保するため、本基本方針を制定します。

第2 就活ハラスメントの定義

公社の採用活動(採用面接、説明会、インターンシップ、その他の活動)に関するすべての場面における求職者等に対する不適切な言動や行為を指します。

第3 就活ハラスメントに該当する行為例

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- 1 不必要な身体的接触
- 2 性的・差別的な内容を含む質問や発言
- 3 容姿、年齢、婚姻状況、家族構成、恋愛経験等に関する業務に不必要な質問
- 4 SNSアカウントや私的な連絡先を執拗に求める言動
- 5 面接後に業務上の必要性を伴わない個人的な連絡
- 6 性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い
- 7 妊娠・出産・育児等を理由とした不利益な取扱い
- 8 求職者の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動
- 9 立場の違いを背景とした威圧的な言動

第4 公社の責務

公社は、以下のとおり、就活ハラスメントの防止策を講ずるとともに、前項の例などにより求職者等に対する行為が行われたと判断された場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるよう努めます。

- 1 公社姿勢の明確化、採用担当職員への周知・啓発
本基本方針を採用担当職員へ周知し、就活ハラスメントに対する意識の向上を図ります。
- 2 相談体制の整備・周知
求職者等が安心して採用活動に取り組むことができるよう、相談窓口を設置し、職員採用時の募集要綱等に明記します。
公社の採用活動に関して、不安や疑問を感じられた場合は、以下の窓口までご連絡ください。なお、ご相談内容については、プライバシーに配慮し、相談を理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

ハラスメント相談窓口：総務企画課担当主幹 Tel.024-521-9834

- 3 研修の実施
採用担当職員に対し、就活ハラスメントの定義や相談体制等に関する研修を実

施します。

第5 採用担当職員の責務

- 1 求職者等の人格と尊厳を尊重し、就活ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、就活ハラスメントが行われることのない良好な環境を確保するよう努めます。
- 2 求職者等から相談等があった場合は、事実関係を確認のうえ、迅速かつ適切に対応します。

第6 不利益取扱いの禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力その他就活ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。